

都 8 6 6 肝内結石症

下記の①を満たし、かつ②、③のいずれかを満たすもの
超音波、CT、MRCP、経皮経肝胆管造影や経皮経肝胆道ドレナージ造影画像の添付
を要す

- ① 画像診断（超音波、CT、MRCP、経皮経肝胆管造影や経皮経肝胆道ドレナージ造影）
により左右肝管、肝内胆管枝に複数か所に結石を認めるか、区域内に結石が充満する
もの。肝内結石が単発のものは助成の対象外とする。
超音波検査では、strong echo を認め、echo 末梢側に拡張胆管を認める。ただし、
超音波診断のみでは確定診断とは言えないので、他の画像診断を併用することを要す
る。
- ② 肝内結石症に基づく反復性の胆管炎や敗血症を伴うもの又は肝内胆管癌を伴うもの
- ③ 肝内結石症に基づく広範な肝萎縮を伴うもの

<認定期間>

原則として1年

【更新時基準】

上記の基準を満たすか、又は肝内結石を除去しているにもかかわらず肝内結石症に基づ
く上記②、③のいずれかを満たすもの、又は肝内結石が再発し上記②、③のいずれかを
満たすもの